

○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件

(平成27年4月22日財務省告示第150号)

(平成27年4月22日適用)

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年一月財務省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月二十二日から適用する。

平成二十七年四月二十二日

財務大臣 麻生 太郎

百二十四中「グルジア通貨」を「ジョージア通貨」に改める。